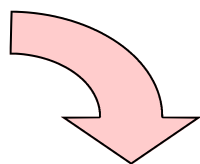


平成19年9月30日から

# 駐車許可制度の運用が変わりました。

## 見直し前

従来は公益上、社会慣習上やむを得ないものを対象



## 見直し後



「公益上、社会慣習上」等については、今後は審査する上で考慮されません。

今後の駐車許可申請については

- 1 駐車する日時・場所が交通に危険、支障を与えないこと
- 2 公共交通機関等を利用したのでは達成できない用務であること
- 3 用務先の概ね100m以内に駐車可能な場所がないこと

(重量物、長大物の搬送等の場合はこの限りではありません)

などを総合的に判断して、許可の可否を決定することとなります。

## 手続き等についてはここが変わりました。

- 駐車許可の申請につきましては、駐車を希望する場所付近の状況がわかる図面が必要となりました。(上記の条件に合致する場所か否かを確認するために使用します。)
- 公共目的、福祉目的といった用務のみを理由とした駐車許可はなくなり、用務の目的を問わず、すべて審査の対象となります。
- 「××警察署管内一円」といった包括的な駐車許可はなくなります。

一層の駐車秩序改善のために、ご理解とご協力をお願いします。

詳しいお問い合わせはお近くの警察署または警察本部駐車対策課まで  
092-641-4141(内線5277・5278)